

証券コード 8139  
(発信日) 令和5年3月1日  
(電子提供措置の開始日) 令和5年2月22日

株 主 各 位

東京都台東区上野一丁目15番3号

**株式会社 ナガホリ**

代表取締役社長 長 堀 慶 太

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会に上程されている議案には当社提案（第1号議案）と株主からの提案（第2号議案から第8号議案まで）の双方が含まれておりますのでご留意ください。各議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりであります。

**当社取締役会は、株主から提案された第2号議案から第8号議案までについて 反対 しております。**当社取締役会の株主提案議案に対する考え方は、後記15頁から31頁に記載しております。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.nagahori.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「当社株式の大規模買付行為等への対応について 令和5年3月臨時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【臨時株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8139/23984043/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナガホリ」又は「コード」に当社証券コード「8139」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などは、ご無理をなさらず、当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、書面により議決権を行使される株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年3月15日（水曜日）営業時間の終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和5年3月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号  
東天紅上野店 6階 ルナホール  
昨年の定時株主総会と同じ東天紅上野店ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）。

### 3. 目的事項

#### 決議事項

##### <会社提案>

##### 第1号議案

取締役1名選任の件

##### <株主提案>

##### 第2号議案

取締役 長堀 慶太 の解任の件

##### 第3号議案

取締役 吾郷 雅文 の解任の件

##### 第4号議案

取締役 白川 文彦 の解任の件

##### 第5号議案

取締役 川村 忠男 の解任の件

##### 第6号議案

取締役 富樫 直記 の解任の件

##### 第7号議案

取締役 長沢 伸也 の解任の件

##### 第8号議案

取締役4名選任の件

第1号議案は会社提案議案です。

第2号議案から第8号議案は株主提案議案です。

当社取締役会は第2号議案から第8号議案までに **反対** しております。

当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、**第2号議案から第8号議案までに「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合には、第1号議案については賛成の意思表示があったものとして、第2号議案乃至第8号議案については反対の意思表示があったものとして、それぞれお取り扱いいたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任することができます。但し、代理権を証明する書面（委任状）とともに、以下の①から③のいずれかの書類のご提出が必要となります。

- ① 委任された株主様の議決権行使書の用紙
- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限ります。）
- ③ 委任された株主様（個人株主に限ります。）の、旅券（パスポート）、運転免許証、又は各種健康保険証の写しその他の本人確認資料（全国株懇連合会理事会在2020年10月16日付けの決定により改正した株主本人確認指針3条に「株主本人確認資料」として記載されているものに限ります。）

## 本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

2023年1月30日付け当社プレスリリース「株主名簿閲覧写真処分命令の決定に対する執行停止の決定及び株主名簿の任意開示に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社株主（リ・ジェネレーション株式会社。以下「提案株主」といいます。）が別途申し立てていた臨時株主総会開催許可申立事件の審理において、裁判所も交えて、今後当社の臨時株主総会が開催された場合に、当該総会において、提案株主が、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状の取得を行わないことが確認できておりますので、提案株主がこれに反する行動を行うことはないと認識しておりますが、万が一、株主様（提案株主に限られません。）が、①QUOカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、②委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する方法、その他の不正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございますのでご注意ください。

**なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下のご連絡先までご連絡ください。**

《ご連絡先》 〒110-8546

東京都台東区上野 1 丁目15番3号

株式会社ナガホリ 総務部

TEL :03-3832-8266

FAX :03-3832-8270

Email:naga\_ir@nagahori.co.jp

※本不正行為が確認された場合等には、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

《当社ウェブサイト》<https://www.nagahori.co.jp/>

## 株主総会参考書類

### <会社提案>

第1号議案（会社提案） 取締役1名選任の件

#### 【議案の要領】

取締役1名（候補者：洲桃麻由子）を選任する。

| 氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、当社における地位<br>及び重要な兼職の状況、担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>株式の株数                        |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">すもも まゆこ<br/>洲桃 麻由子<br/>(1977年5月3日)</p> | <p>2001年10月 第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>2009年2月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2015年1月 すもも法律事務所開設 代表弁護士（現任）</p> <p>2016年7月 地主アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員（現任）</p> <p>2021年6月 東京都下水道サービス株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社リセ 社外監査役（現任）</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/> すもも法律事務所 代表弁護士<br/> 地主アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員<br/> 東京都下水道サービス株式会社 社外監査役<br/> 株式会社リセ 社外監査役</p> | <p style="text-align: center;">—</p> |

(注)

1. 洲桃麻由子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 洲桃麻由子氏の戸籍上の氏名は、永吉麻由子であります。
3. 洲桃麻由子氏は社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認可決された場合は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

洲桃麻由子氏は、企業法務を専門とする国際弁護士として長年に亘って培われた専門的知識を有していることに加え、他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を歴任されております。このような高度な知見と経験を、女性の視点や国際的な視点も含めて、中期経営計画「To the next Growth」の実行、連結内部統制の強化及び法令を遵守したコンプライアンス経営の推進など当社グループの成長に不可欠な分野に活かして頂けることが期待できるため、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。洲桃麻由子氏の選任が承認可決された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

6. 洲桃麻由子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

### 【提案理由】

当社は、当社のコーポレートガバナンスをさらに向上させ、取締役会の構成・スキルセットにつき多様性を一層確保する観点から、当社の「社外役員の独立性についての考え方」の基準を全て満たし、且つ、連結内部統制の強化及び法令を遵守したコンプライアンス経営の推進について深い知識・経験を有する弁護士の洲桃麻由子氏を取締役候補者として提案させていただくこととしました。当社は、洲桃麻由子氏は、社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、株主提案に係る取締役候補者とは異なり、当社の事業の特性も踏まえつつ、一部の株主のみではなく、当社の全ての株主の皆様を含むステークホルダーの利益に貢献することができる社外取締役として適任であると考えております。

(ご参考) 取締役及び取締役候補者の専門性および経験 (スキルマトリックス)

| 地位                | 氏名    | 特に期待する分野・スキル |    |                     |                          |          |              |     |
|-------------------|-------|--------------|----|---------------------|--------------------------|----------|--------------|-----|
|                   |       | 経営           | 営業 | 商品<br>開発<br>・<br>製造 | ブランド<br>マーケ<br>ーテ<br>ィング | 財務<br>会計 | コンプライ<br>アンス | M&A |
| 代表<br>取締役<br>社長   | 長堀慶太  | ○            | ○  | ○                   | ○                        |          | ○            |     |
| 常務<br>取締役         | 吾郷雅文  | ○            |    |                     |                          | ○        | ○            | ○   |
| 取締役               | 白川文彦  |              |    | ○                   | ○                        |          |              |     |
| 取締役               | 川村忠男  | ○            | ○  | ○                   | ○                        |          | ○            |     |
| 社外<br>取締役         | 富樫直記  | ○            |    |                     |                          | ○        | ○            | ○   |
| 社外<br>取締役         | 長沢伸也  |              |    |                     | ○                        |          | ○            |     |
| 社外<br>取締役<br>(候補) | 洲桃麻由子 |              |    |                     |                          | ○        | ○            | ○   |

## <株主提案（第2号議案から第8号議案まで）>

|             |     |       |       |
|-------------|-----|-------|-------|
| 第2号議案（株主提案） | 取締役 | 長堀 慶太 | の解任の件 |
| 第3号議案（株主提案） | 取締役 | 吾郷 雅文 | の解任の件 |
| 第4号議案（株主提案） | 取締役 | 白川 文彦 | の解任の件 |
| 第5号議案（株主提案） | 取締役 | 川村 忠男 | の解任の件 |
| 第6号議案（株主提案） | 取締役 | 富樫 直記 | の解任の件 |
| 第7号議案（株主提案） | 取締役 | 長沢 伸也 | の解任の件 |

### 【議案の要領】

取締役である長堀慶太氏、吾郷雅文氏、白川文彦氏、川村忠男氏、富樫直記氏及び長沢伸也氏をそれぞれ解任する。

### 【提案理由】

当社の経営成績については、2019年3月期から2022年3月期までの当期連結純損失を計上するといった「深刻な低迷状態」にある等、新型コロナウイルス感染症の流行開始以前から長らく低迷しており、前期も当社業績予想に比して実績は大幅未達に留まるなど、株主の期待を大きく裏切る形となっております。また、当社は、業績予想の大幅な下方修正を繰り返す一方で、実は2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続け、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。このように、当社では株主にとって不透明な経営が横行しています。そして、株価についても、新型コロナウイルス感染症の流行以前より長らく低迷しており、当社経営陣の経営努力による上昇は今後も一切見込めない状況です。

さらに、当社において「女性を積極的に役員に登用していこうという機運は一切感じ取れず、「企業価値の上昇という点からも、現体制の維持は百害あって一利なしと言え」ること、当社の当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入及びその後の一連の対応について、「現経営陣の単なる保身に過ぎず、〔当社〕の企業価値を真に高めようとしている〔提案株主〕ら株主の行動を抑制するものである」こと、及び、当社が2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」で公表した当社子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」といいます。）における従業員の過去の不正事案に関連して、当社「のコーポレート・ガバナンス体制は機能不全に陥っていたと言わざるを得ず、特に仲庭時計店の役員を兼任している長堀慶太氏及び吾郷雅文氏のコーポレート・ガバナンス体制構築義務違反ないし善管注意義務違反が強く疑われるところ」であるこ

と等から明らかなように、当社の現経営陣の、時代の潮流に逆行する旧態依然とした体制、自己の利益のみを確保し株主共同の利益を顧みようとしない保身的態度及びあからさまな隠蔽体質は、早急に一掃する必要があります。

そこで、事業の見直し及び業績の立直しを図るとともに、多様な人材を登用して経営の透明性を確保しつつ、株主共同の利益に還元することができる経営体制に刷新する目的から、当社現任取締役6名全員の解任を提案するものであります。

#### **【当社取締役会の意見】**

当社取締役会は、株主提案に係る第2号議案乃至第7号議案に、反対します。その理由は、15頁から18頁をご参照ください。

第8号議案（株主提案） 取締役4名選任の件

【議案の要領】

取締役4名（候補者：尾端友成、佐藤彩奈、菅原勝治、吉澤孝明）を選任する。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況、担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 尾端友成<br>(1976年4月17日) | 1995年4月 トヨタカローラ南海株式会社入社<br>1997年4月 株式会社アルモ 入社<br>1999年5月 ロデムアークス株式会社 取締役<br>2001年5月 株式会社JMM's 入社<br>2003年9月 アールディエックス株式会社 代表取締役<br>2005年11月 株式会社スプレnder 代表取締役<br>2011年2月 株式会社イーサイト（現：e-World Capital Partners Japan株式会社） 入社<br>2011年9月 e-World Capital Partners Japan株式会社 取締役<br>2013年3月 ターボリナックスHD株式会社（現：株式会社FHTホールディングス） 執行役員<br>2013年3月 プラスワン株式会社（現：プラスワンホールディングス株式会社） 代表取締役（現任）<br>2013年3月 株式会社Sanctuary 監査役<br>2019年4月 一般社団法人リアフルコレクション 理事（現任）<br>2020年5月 株式会社オアノエンターテイ | —          |

|   |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |
|---|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |                      | <p>ンメント 代表取締役（現任）</p> <p>2021年11月 アサヒ衛陶株式会社 代表取締役</p> <p>2022年3月 リ・ジェネレーション株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>プラスワンホールディングス株式会社 代表取締役</p> <p>一般社団法人リアフルコレクション 理事</p> <p>株式会社オアノエンターテインメント 代表取締役</p> <p>リ・ジェネレーション株式会社 代表取締役</p>                                                                                                           |   |
| 2 | 佐藤彩奈<br>(1996年11月9日) | <p>2019年4月 株式会社レオパレス21 入社</p> <p>2020年9月 株式会社オアノエンターテインメント 入社</p> <p>2021年5月 株式会社オアノエンターテインメント 執行役員（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社オアノエンターテインメント 執行役員</p>                                                                                                                                                                                    | — |
| 3 | 菅原勝治<br>(1945年5月10日) | <p>1964年4月 警視庁 巡査</p> <p>1977年2月 千住警察署 巡査部長</p> <p>1988年1月 久松警察署 警部補</p> <p>1990年2月 刑事部捜査第二課 警部補</p> <p>1999年3月 綾瀬警察署 警部</p> <p>2001年3月 刑事部捜査第二課 警部</p> <p>2006年3月 刑事部捜査第二課 警視</p> <p>2006年4月 シンワアートオークション株式会社 危機管理室長</p> <p>2009年3月 シンワアートオークション株式会社 顧問（現任）</p> <p>2009年4月 株式会社東京臨海ホールディングス 嘱託社員（安全保安管理指導役）</p> <p>2012年10月 全国麻雀業組合総連合会 特</p> | — |

|   |                                  |                                                                                                                                                                                                 |   |
|---|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |                                  | <p>別顧問（現任）</p> <p>2021年11月 プラスワンホールディングス株式会社 特別顧問（現任）</p> <p>2021年11月 アサヒ衛陶株式会社 取締役監査等委員</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>シンワアートオークション株式会社 顧問</p> <p>全国麻雀業組合総連合会 特別顧問</p> <p>プラスワンホールディングス株式会社 特別顧問</p> |   |
| 4 | <p>吉澤孝明</p> <p>(1973年11月27日)</p> | <p>2000年4月 渡部秀一税理士事務所 入所</p> <p>2007年1月 吉澤孝明税理士事務所 代表(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社プレミアムコンサルティング 取締役</p> <p>有限会社RD・ビーンズ 取締役</p> <p>吉澤孝明税理士事務所 代表</p>                                        | — |

(注)

1. 候補者番号3番の菅原勝治氏及び候補者番号4番の吉澤孝明氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者の選任理由について
  - (1) 尾端友成氏は、複数企業の創業や様々な分野へ経営者として参画しているだけでなく、上場会社での代表取締役及び執行役員経験や増資の引受けなど、関与した業務は多岐に渡り、企業経営に関する経験と実績を有しております。その経験と実績を生かすことで、既存商品の刷新・多角化と新規販路構築、M&Aや事業提携などを安全且つ迅速に進めながら、事業の安定化を実現し、低迷する当社の業績を改善することができるかと確信できることから、同氏を取締役候補者としました。
  - (2) 佐藤彩奈氏は、数多くの女性経営者及び役員等とのコネクションを有しております。また、職務上、女性を中心にマネージメントしており、人材育成及び管理等において広い視野と高いスキルを有しております。さらに、女性活躍推進の面において、女性の視点から多様な価値観を経営に反映することで、当社の新たな経営基盤の構築に資することになると考え、同氏を取締役候補者としました。
  - (3) 菅原勝治氏は、警視庁にて様々な経験と功績をおさめ、定年退職後も多数の企業顧問を歴任し、法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験・知識を生かし、主に経営危機管理の観点から、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、同氏を社外取締役候補者としました。
  - (4) 吉澤孝明氏は、長年にわたり税務の専門家として深い見識及び豊富な経験を有しております。また、M&Aや経営コンサルティングなどにおいても幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営に反映していただくことに期待ができると考え、同氏を社外取締役候補者としました。

### 【提案理由】

当社の事業の見直し及び業績の立直しを図るとともに、多様な人材を登用して透明性を確保しつつ、株主共同の利益に還元することができる経営体制に刷新するため、上記【議案の要領】記載の取締役4名を、当社の取締役として新たに選任するものであります。

### 【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、株主提案に係る第8号議案に、反対します。その理由は、19頁から31頁をご参照ください。

## 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は本臨時株主総会<sup>1</sup>において付議される株主提案に係る第2号議案乃至第8号議案（以下これら全てを併せて「本株主提案」といいます。）に反対します。反対の理由は以下のとおりです。

1. 当社の課題を解決するためには現在の経営陣が適任であり、解任の必要がないこと

当社の現任取締役は、当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益に繋げるため2022年9月29日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」の実行を着実に進めるために、目下、日々多大な努力を傾注しています。

これに対して、提案株主が本株主提案の理由として挙げているのは、大要、①当社の経営成績が低迷していること、②女性役員の登用が遅れていること、③当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入が当社の現経営陣の保身的態度を示すものであること、④当社の子会社の仲庭時計店の従業員不祥事への対応が不適切であることの4点に集約されます。

**しかしながら、提案株主が指摘する上記4点は、以下に記載のとおり、いずれも事実誤認であるかの外的外れであることが明らかです。**

上記①については、提案株主が当社の株式の10%強を市場内で買い上がり始めた2022年3月15日以降（以下、かかる買集めを「本件大量買集め」といいます。）でみれば、(i)2022年3月期は、当社は連結ベースで最終黒字を確保している（連結業績予想からの下方乖離は新型コロナ禍の影響によるものである）上に、(ii)既に公表した2023年3月期第2四半期の連結経営成績は、売上高が前年同期比2.2%増、営業利益が10.4%増、経常利益が37.7%増と好調であり、ま

---

<sup>1</sup> なお、当社は、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引とした委任状勧誘によって、株主総会における議決権行使の公正性が歪められることを未然に防止するために、提案株主に上記態様の委任状勧誘を行わないことの誓約を求め、裁判所の仮処分手続において争っていましたが、提案株主が別途申し立てていた株主総会開催許可申立事件の審理において、裁判所も交えて、今後当社の臨時株主総会が開催された場合に、当該総会において、提案株主が、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状の取得を行わないことが確認できたことから、当社は、提案株主が当該仮処分命令の申立てを取り下げを条件に、任意に、2022年9月30日現在及び上記株主総会の基準日現在における当社の各株主名簿の閲覧謄写を認めております。

た、2021年3月期の営業利益は新型コロナウイルスの影響等により、一時的な減少があったものの、不採算店舗撤退、営業所閉鎖、グループ間での人員再配置など各種施策を実行して収益の構造を図り、2022年3月期の営業利益はコロナ禍前を上回る水準にあります<sup>2</sup>。然るに、2023年3月期第2四半期において、親会社株主に帰属する四半期純利益が赤字となったのは、主として、提案株主らが、十分な情報を開示しないまま、当社株式を短期且つ大量に買い集めたことに対応せざるを得なくなり、本対応方針を導入する等せざるを得なかったことに伴うアドバイザー費用の支出という不測の要因によるものであって、むしろ提案株主らの行動を原因として支出を余儀なくされたものです（ちなみに、本対応方針の導入が株主総会で63.5%の賛成で承認されていることは後述のとおりです）。

また、このアドバイザー費用には、本件大量買集めへの対応や本対応方針の導入に関連して発生した費用だけでなく、提案株主と同時期に当社株式を大量に買い上がっていた布山高士氏に対する対応に関連して発生した費用や、2022年8月にマイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーンマネジメント」といいます。）から大規模買付行為等趣旨説明書が提出されたことにより、（大規模買付行為等に係る取締役会評価期間が終了する直前に）その大規模買付行為等が撤回されるまで本対応方針に従った対応を行っていたことに関連して発生した費用も含まれています。提案株主は、あたかも上記費用が全て提案株主に対する対応に要した費用であるかのように主張しており、提案株主とマイルストーンマネジメントとの強い関係（一体性）を自ら前提としているかのような姿勢を示していますが、この点は、当社が、度々、それぞれマイルストーンマネジメント及び提案株主に対して質問したものの具体的な回答が得られなかったマイルストーンマネジメント及び提案株主との間に一定の関係があるのではないかという疑念を深めるものと言わざるを得ません。

上記②については、当社はいかねてから女性役員の登用を前向きに検討しており、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会における提案株主の代表者からの質問に対する回答や、2022年9月29日付けプレス・リリースにより公表

---

<sup>2</sup> なお、提案株主は、提案株主が申し立てた株主総会招集許可申立事件で提出した2023年1月23日付け「主張書面（4）」（以下「主張書面（4）」）において、当社の社外取締役のうち富樫直記氏に関して、「経営コンサルタントおよび経営者としての知見を活かした取り組みがあったとは到底評価することはできない」などと述べていますが、上記のとおり当社の連結経営成績が好調であることに関して同氏の知見が寄与していることは言うまでもないことであり、何故に同氏が経営コンサルタントや経営者としての知見を活かしていないと評価できるのか全くもって根拠が不明です。

した中期経営計画「To the next Growth」でも、その旨既に表明している上に、実際に、本臨時株主総会において、洲桃麻由子氏を取締役候補者として提案するに至っており、いずれにせよ、少なくとも当社の現任取締役「全員」を「解任」する合理的な理由となり得ないことは明白です<sup>3</sup>。

上記③についても、本対応方針の導入は2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において出席株主の議決権の63.5%の賛成で承認されており、本対応方針の導入に始まる提案株主らに対する一連の対応が経営陣の保身に基づくものでないことは、提案株主とそれと連動して当社株式を取得した一部株主を除く大部分の当社株主によっても認められており、事実と反するものです。提案株主が「経営陣の保身」を連呼しているのは、本株主提案において明らかになったとおり、提案株主が企図している当社の経営支配権の奪取に際して、まさに本対応方針が障害となっているからに他ならず、このことは、本対応方針の導入が上記のとおり機関投資家株主を含む出席株主の議決権の63.5%の賛成で承認されていることから明らかです。

上記④についても、2022年10月13日付け「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、当該子会社従業員による不祥事は、いずれも提案株主が当社株式を取得する遙か前の2017年11月から2019年9月までに発覚したものであって、全て外部の弁護士も関与して適正に調査を行った上で（詳細は別紙「株式会社仲庭時計店の不正事案に係る報告要旨」ご参照）、提案株主が本件大量買集めを開始する前には全て解決済みであって、当社の現任取締役には法令又は定款違反の行為や不当な行為は認められていません。また、その内容は、全て法令に従って適時・適切に開示され、さらに、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、法令又は株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）により義務付けられている範囲を超えて、全て任意に開示済みであり、現在でも、その調査結果等を、当社のウェブサイト上で任意に開示しているところであって、この点に関する提案株主の評価も不当という他ありません。また、不祥事発覚から現在に至るまで、当社の監査法人からは、当社の各事業年度末日

---

<sup>3</sup> ちなみに、後述するとおり、尾端氏が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）らが臨時株主総会招集請求を行って、尾端氏が代表取締役社長に就任するに至ったアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）でも、尾端氏が同社の取締役在任していた当時、女性の取締役や監査等委員たる取締役は皆無でした。

現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した内部統制報告書について、一貫して、全ての重要な点において適正に評価しているものと認めるとの内部統制監査報告書を取得しているところです。

なお、昨年（2022年）6月の当社第61期定時株主総会で選任されたばかりの独立社外取締役である長沢伸也氏については上記①～④の理由はいずれも全く関係なく、提案株主は、そもそもなぜ同氏を解任すべきなのかという理由すら全く示すことができていません。この点に関しては、提案株主自身も、2023年1月23日付け「主張書面（4）」において、上記①～④の事由の大宗が長沢伸也氏については当てはまらないことを認めているところです<sup>4</sup>。

そのため、提案株主が本株主提案の理由として挙げる上記①～④は、2022年6月に新たに選任したばかりの独立社外取締役も含む当社の現任取締役「全員」（ちなみに、その全員が、2023年6月に開催予定の定時株主総会において改選期を迎えます。）を、敢えて、2023年6月を待つことなく、任期途中で直ちに解任しなければならない必要性を、何ら根拠付けるものではありません。

以上のような状況を踏まえると、中期経営計画「To the next Growth」の遂行のために、当該計画を策定し、当該実行のために日々多大な努力を傾注している最中である現在の経営陣及び取締役会から成るチームが最適任であり、当社の現任取締役をその任期途中で解任すべき必要性や合理性はありません。

よって、当社取締役会としては、当社の現任取締役6名全員の解任議案（第2号議案乃至第7号議案）については反対いたします。

---

<sup>4</sup> すなわち、主張書面（4）において、提案株主は、長沢伸也氏については上記①～③の理由は関係なく、上記④に関して、仲庭時計店の従業員不祥事への対応のうち（提案株主の主張するところの）「不誠実な情報開示の姿勢」のみが当てはまることを主張していますが、その主張においても、具体的にどのような行為が「不誠実な情報開示の姿勢」であるかを示しておりません。また、上記のとおり、その内容は、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、全て法令に従って適時・適切に開示されていることは勿論、法令又は東証の上場規程により義務付けられている範囲を超えて、全て任意に開示済みであることから、提案株主の当該指摘も全て当を得ていないことは明らかです。

2. 本株主提案に係る取締役候補者4名は、いずれも当社の現状の経営課題を解決するために適任であるとはいえないこと

(1) 提案株主は当社の企業価値の継続的な向上を目指すものではないこと

① 本株主提案の目的は当社の経営支配権の奪取にあると考えられるにも拘らず、提案株主は当社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせていないこと

提案株主は、上記のとおり、当社現任取締役6名全員の解任を提案するとともに、それに代わって提案株主が擁立した候補者4名を新たな取締役として選任することを求めています。当該4名の候補者は、下記(2)において述べるとおり、(提案株主の代表者である)尾端氏と、尾端氏の強い影響下にある3名であることから、本株主提案が可決された場合には当社の取締役会は尾端氏とその強い影響下にある3名のみで構成されることになり、実質的に当社の経営支配権は尾端氏らに奪取されることとなります。それゆえ、**本株主提案の真の目的が当社の経営支配権の奪取であることは、客観的に明らかです。**

もちろん、本株主提案の目的が当社の経営支配権の奪取にある場合であっても、適切な経営方針や経営計画が存在し、それによって当社の企業価値のさらなる継続的な向上が見込まれるのであれば、経営支配権の奪取は直ちに否定されるべきものではありません。しかしながら、提案株主は、(法定の期限を徒過して提出された)2022年4月の大量保有報告書提出当初から一貫して当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」としているにも拘らず、当社が再三に亘って、提案株主に対して、具体的且つ根拠のある企業価値向上のための提案の有無、内容について質問しても「重要提案行為をいっつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることはございません」、「当社が提出していた大量保有報告書における保有目的欄に『重要提案行為等を行うこと』と記載していた・・・からといって、初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければならないといったルールはありません」等と回答するのみで、一貫して具体的な回答を避け続けてきました。

また、提案株主は、提案株主による当社株主総会の招集許可申立て(以下「本申立て」といいます。)の審理に際して、裁判所からも「招集の理由」

につき補充を求められたにも拘らず、最後まで、当社の経営支配権を奪取した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するというほかは、社内のDX化、販売戦略会議の定期開催、自社ブランド商品の再構築及び他社との販売代理店契約を増やすといった**抽象的・一般的な「お題目」以上の経営方針は何ら示せておらず、当社の事業に即した、当社の企業価値向上に向けた具体策は何ら示すことができていません。**

さらに、これらの抽象的・一般的な「お題目」の経営方針以外に、提案株主の代表者である尾端氏は、2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事「宝飾大手ナガホリに”マルチ商法集団”と指摘された筆頭株主が大反論！『長堀社長は限界だ』」における単独インタビューや、本申立ての審理に際して、裁判所からも経営支配権の取得を企図している以上は株主総会の「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたことに対応して2023年1月23日付けで追加された提案株主の補充説明において、当社の経営支配権を取得した後の経営方針については、監査等委員会設置会社への移行を検討するとしています。しかしながら、提案株主は監査等委員会設置会社への移行のための定款変更すら議題・議案として提示していませんので、「監査等委員会の設置によるガバナンスの強化」ということ自体が、本申立ての審理に際して、裁判所から、経営支配権の取得を企図している以上は「招集の理由」の記載を補充すべきであると指示されたこと等も受けて、急遽取つてつけたように追加された施策であることは明らかです。

**この一連の経緯からも、提案株主は、本件大量買集め開始以来、本株主提案をしている現在に至るまで、具体的な企業価値向上策など一切持ち合わせていないものと考えざるを得ません。**

これらに加えて、提案株主は、2022年11月22日付けで当社が受領した提案株主による臨時株主総会招集の請求に関する書面（以下「本請求書面」といいます。）において、「実は2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。」（2頁）〔傍点引用者〕と記載していますが、当社は既に本請求書面を受領した約2か月前の2022年9月29日に中期経営計画「To the next Growth」を同日付けプレス・リリースにより公表し、それ以来、当社ホームページに公表し続けているのであって、少なくとも本請求書面における上記記載は、提案株主の明らかな事実誤認であり、ひいては、**提案株主が当社の企業価値の向上**

に何らの興味も関心もないのではないかと疑わざるを得ません。 現に、提案株主の代表者である尾端氏は、上記2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事において、①「監査等委員会の設置によるガバナンス強化」、②「適材適所及び必要部署への配置転換を実施」、③「在庫や流通、商標等の管理をするためにDXは必要」等と述べておりますが、当社の上記2022年9月29日付け中期経営計画では、既に、①取締役会構成の適正化・多様性の確保・取締役・監査役の選任プロセスの検討・サステナビリティへの取組みを通じた「ガバナンス強化に向けた取組み」を進めること、②グループ間及び営業・商品・管理部門間の適正な人材配置並びに女性が働きやすい職場の維持・拡充とキャリア形成へのサポートによる「適材適所の人事運営」を進めていくこと、③各種生産性向上政策及びHRM政策により利益率の改善と継続的な経費削減を図ることを、それぞれ公表しているところです。また、提案株主が2023年1月23日付けで追加した補充説明において「中期的取組み」として掲げられている、「オリジナルブランド・既存取り扱いブランド・新商品開発・新規販路構築等における販売戦略を講じる」、「市場ニーズを的確に捉え、時代にマッチした商品の開発や宝飾における新たな文化形成の構築、およびプロモーションを行う」、「自社ブランド商品の再構築ならびに市場調査に基づき他社との販売代理店契約を増やし、新規出店による増収を目指す」といった事項についても、当社の中期経営計画に際しても当然検討されているものです。

このように、提案株主ないし提案株主の代表者である尾端氏の主張は、抽象的・一般的な「お題目」を並べるだけで、当社の中期経営計画以上の施策の提言を行うものではありません。しかも、提案株主は、現在に至るも、当社の中期経営計画に掲げられているような、定量的な数値を伴う経営計画を一切示すことができていません。

提案株主が、実際に当社の中期経営計画を確認した上で当社の企業価値向上に資する取組みを真摯に検討しているのであれば、少なくとも中期経営計画の内容を踏まえて、より一層の企業価値の向上に資する具体的な施策を提案すべきと考えられるところ、このように、どこの会社に対しても当てはまり得るような抽象的・一般的な「お題目」を並べ立てるのみで、何らの新たな提案をできていないことは、提案株主が当社の中期経営計画ひいては当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないことの顕れであると言わざるを得ません。

- ②提案株主による本株主提案は、当社の経営支配権を奪取した後に大規模なエクイティ・ファイナンスを実行させるなど当社を提案株主の「ハコ会社」として利用するといった、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることが強く疑われること

提案株主（旧商号：N&Mマネージメント）には、過去に2回に亘って他の上場会社（シスウェーブ<sup>5</sup>及びリアルビジョン<sup>6</sup>）の株式を直接・間接に大量に取得してその経営支配権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却する等した前歴が確認されています<sup>7</sup>。なお、シスウェーブはその後、有価証券報告書に虚偽記載があったとして証券取引等監視委員会に強制調査を受け、東京証券取引所により2018年9月3日付けでジャスダック市場からの上場廃止処分を受けています（上記有価証券報告書虚偽記載容疑については、最終的に、令和元年8月6日に、東京地方裁判所から、シスウェーブに罰金1,000万円、同社の実質的経営者及び元社長2名に、懲役2年（執行猶予3年）、懲役1年6月（執行猶予3年）及び懲役1年6月（執行猶予3年）の刑の判決を受け、それが、それぞれ確定しています。）。

したがって、提案株主による本株主提案が全て可決されて当社取締役が総

---

<sup>5</sup> 株式会社シスウェーブ（その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスと、複数回に亘って商号変更を繰り返しています。以下「シスウェーブ」といいます。）を指します。

<sup>6</sup> 株式会社リアルビジョン（その後、株式会社RVHに商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。）を指します。

<sup>7</sup> ちなみに、**本株主提案において当社取締役候補者とされている菅原勝治氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会）の「顧問」として表示されていたことが判明しています。**この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、①シスウェーブの代表取締役社長及びリアルビジョンの補欠監査役を務めていた田中英雄氏、提案株主の前代表者である橋祐司氏、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏の3名が評議員を務めていたほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監事を務めており、さらに、③提案株主がシスウェーブ株式約26.62%を大量取得した際に提案株主にそのための資金全額を貸し付けていた**株式会社共和フィナンシャル**（シスウェーブの元代表取締役社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。）及びその親会社であった**株式会社共和キャピタル**（旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていました。）並びに**リアルビジョンの各本店所在地と同じ場所（赤坂會館ビル）に東京連絡事務所を置いていた法人**です。

入替えとなり、提案株主の関係者4名のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、大規模なエクイティ・ファイナンスによってその引受人となった関係者が引き受けた新株や新株予約権（を行使して取得した株式）を売却して利益を上げるために当社が利用され、その結果、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様共同の利益が害されることになるおそれがあるものと懸念せざるを得ません。この点に関して、上記2023年1月18日付けダイヤモンドオンライン記事では、提案株主の代表者である尾端氏は、インタビューにおいて、記者からの「あなたが経営を担えば、百貨店や銀行の信用を失い、取引ができなくなる」との指摘に対し、『融資を受けられなくなる』と長堀社長は言いますが、なぜ融資に頼るのか。利益剰余金も積み上げている」と、金融機関からの融資は不要であるともとれる発言をしております。しかしながら、宝飾品販売事業者は一般に多様な在庫を確保し販売機会を逃さないようにする必要があり、資本効率を確保する観点から金融機関からの融資を受けることが必須です。特に、当社は、これまでの金融機関との関係を基礎として、有利な条件で融資を受けてきており、これが当社の収益構造・経営の強みであるところ、上記尾端氏の主張は、当社経営に対しての理解の不足を示すのみならず、宝飾品販売事業一般に対する見識を欠くものであって、当社の経営支配権を取得しようとする者としての適格性について大きな疑問を持たざるを得ません。仮に、提案株主が当社の経営支配権を取得した後、自己資金を中心として当社の経営をしていくということになれば、いずれ大規模なエクイティ・ファイナンスを実施することによって市場から資金を集める必要が生じ、その結果、株式の希薄化を招くことは必至であって、かかる事態が当社の株主の皆様共同の利益に反することは明らかです。このような姿勢・態度に鑑みれば、提案株主による当社株式の10%強の市場内での買い上がり及び当社取締役の総入替えを目的とした本株主提案は、結局のところ、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。

また、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることは、提案株主による当社の株式取得時期から見た経済合理性の観点からも、客観的に明らかです。すなわち、当社の株価は、2021年12月末に至るまで14年間以上、100円台から300円台の間を推移するだけであったにも拘らず、今回、提案株主が当社の株式を買い上げるのと時を同じくして急騰し、2022年10月31日には一時1,781円の高値をつけるまでに至っております。一方で、提案株主は、2022

年3月15日から同年4月8日にかけて当社の株式を大量に買い上がっていましたが、その間における当社の株価は、終値ベースの最安値で292円、最高値で594円であって、4月15日の大量保有報告書の変更報告書提出時点で、提案株主における当社株式の平均取得コストは429.9円であると考えられます。上記のとおり、提案株主は具体的な企業価値向上策を何ら持ち合わせていないところ、それにも拘らず、当社の過去15年間における平均株価の約2倍前後もの価格で当社の株式を大量に取得することは著しく経済合理性を欠くと言わざるを得ません。

以上のとおり、提案株主は、(抽象的・一般的な「お題目」を超えた)当社の経営支配権奪取後の具体的な経営方針や企業価値向上策を何ら示すことができていないのであって、仮に本株主提案が企図するような当社取締役の総入替えが行われても、提案株主が上記の投資に見合った利益をキャピタル・ゲインによって確保することは合理的に考えて極めて困難であると言わざるを得ません。したがって、結局のところ、本株主提案の真の目的は、当社の経営支配権を奪取した上で、当社の企業価値を向上させる以外の方法によって、株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません。提案株主が、当社が営む宝飾品販売事業にとって極めて重要な年末年始商戦を迎える繁忙期である時期(2022年11月下旬)に臨時株主総会の開催を請求して当社の業務執行に支障を生じさせたことも、当社の事業の本質を理解しておらず、さらには当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることの証左であるといえます。

- (2) 本株主提案に係る取締役候補者はいずれも当社取締役としての資質・適格性に強い疑義がある上に、当該取締役候補者による経営が行われた場合には当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るものであること

本株主提案には、提案株主の代表者であってその100%株主である尾端氏とその他3名の候補者を当社取締役として選任することが含まれていますが、下記のとおり、いずれも当社取締役としての資質や適格性に疑問符が付く人物ばかりです。

すなわち、本株主提案には、提案株主が提案する4名の候補者を取締役として選任することが含まれていますが、当該4名の候補者は、いずれも、概要以

下に述べるとおり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。

①尾端氏は、提案株主の唯一の株主且つ代表取締役ですが、本請求書面においても提案株主自ら明らかにしているとおり、公開されている情報だけでも、2011年2月に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイト<sup>8</sup>に入社し、その後も、マルチビジネスを営むe-World Capital Partners Japan株式会社（以下「EWCP」といいます。）及び株式会社Sanctuaryの取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有することが明らかな人物です。そして、EWCPは、尾端氏が取締役として在任中、静岡県から特定商取引法違反に基づく行政指導を受けたことも確認されており、加えて、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されており、また、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から3か月間の取引等停止処分を受けた株式会社ARK（以下「ARK」といいます。）<sup>9</sup>の「法務部長」と表示した名刺を持った尾端氏と同姓同名を名乗る人物が、富山県消費生活センターを訪れていることが判明しています（なお、後述のとおり、ARKに関しては、本株主提案に係る取締役候補者のうち菅原氏及び吉澤氏も、その特別顧問又は顧問税理士である（ないしは特別顧問又は顧問税理士であった）ことが判明しています。）。

上記のような経歴を有する者が、当社取締役となること自体、宝飾品販売事業を営む上場会社としての当社の信用とブランド・イメージを大きく毀損するおそれがあり、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかです。

---

<sup>8</sup> 本請求書面において、提案株主が提案株主代表者の経歴としてEWCPの前身であると記載しています。

<sup>9</sup> ちなみに、①ARKの当初の代表取締役は、Sanctuaryの代表取締役であった葉室一政氏であり、②2016年11月1日に設立されたARKの本店所在地はその時点におけるSanctuaryの本店所在地と同一であって、③ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号JMNビル5Fに移転したその正に同日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有しているプラスワンがその場所に本店を移転してきているほか、④ARKは、その後2017年6月1日から同月30日までの間にもSanctuaryの本店所在地と同一の場所を自らの本店所在地としていたことが判明しています。このように、ARKはSanctuaryやプラスワンと密接な関係にあることが明らかで、Sanctuaryの清算後にその事業を実質的に引き継いでいるのではないかと合理的に疑われるところです。

また、尾端氏は、経営に関与するつもりはないと声明してアサヒ衛陶の株式を取得しておきながら、それから約1年後には自身が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンをして臨時株主総会の招集請求を行わせしめ、同社の代表取締役社長に就任していますが、「一身上の都合」を理由として、わずか約2か月で自己都合によりその職を辞任しています（同社取締役についても約3か月で退任しています）。提案株主は、当社からの数次に亘る質問に対しても、その経緯や理由の詳細を全く明らかにしていませんが、この点からも、尾端氏が真摯に上場会社の経営に向き合おうとする人物ではなく、上場会社の経営者としての責任感が欠如しているのではないかと考えざるを得ず、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠である当社の取締役としての適格性を有しないことは明らかです。しかも、提案株主は、本請求書面において「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験と実績を有して」いるとしているものの、尾端氏の経歴において「上場会社の代表取締役」であったのは、上述のアサヒ衛陶における代表取締役に就任してわずか約2か月で辞任した時期のみであり（上場会社の取締役であったのも上記のわずか約3か月間のみ）、これをもって「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験と実績を有して」いると称することは、もはや誇張という域を超え、誤導的表示を禁止している委任状勧誘府令の趣旨に抵触しかねないのではないかとすら懸念されます。

しかも、尾端氏が唯一の代表者であって100%株主である提案株主は、当社株式の大量買集めに際して、大量保有報告書・変更報告書の提出を2週間以上に亘って遅延し、大量保有報告書の提出によって株価が高騰する前に主要株主になるに至るまで当社株式を大量に買い集めている上に、遅くとも、提案株主による当社株式の保有目的が「重要提案行為等を行うこと」から「支配権の取得」に切り替わったことが明らかである（本請求書面を当社に送付した）2022年11月22日から5営業日以内に上記保有目的の変更に係る変更報告書を提出する義務があったにも拘らず、当該義務を現在に至るまで懈怠しているほか、尾端氏が代表者であるプラスワンや提案株主は、過去にもアサヒ衛陶、株式会社アジアゲートホールディングス（以下「AGHD」といいます。）及びリアルビジョン株式の保有につき、大量保有報告書・変更報告書

の提出を懈怠していたのではないかと疑いがあります<sup>101112</sup>。にも拘らず、この点について、当社が質問状を以て質問を行ったのに対して、提案株主は、何らの説明を行うことなく本株主提案に及んでおり、提案株主の唯一の株主であって代表者である尾端氏は、マネー・ローダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けているなど法令遵守が特に求められる宝石・貴金属等取扱事業者である当社の取締役としての適格性にも重大な疑念があることが明らかです。

---

<sup>10</sup> 尾端氏は、プラスワンがアサヒ衛陶に対して臨時株主総会招集請求を行った際、尾端氏のほか、田中威之氏を取締役候補者として記載していたことから、少なくともこの時点において、プラスワン（尾端氏）と田中威之氏との間に、アサヒ衛陶の臨時株主総会が開催された場合に尾端氏と田中威之氏を同社取締役に選任する議案に賛成する旨の議決権の共同行使に関する合意が存在していたことは明らかであるところ、プラスワン及び田中威之氏のアサヒ衛陶の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当時合わせて5%を超えていた（田中威之氏3.19%、プラスワン2.87%。合計6.06%）を超えていました。したがって、プラスワン（尾端氏）は、実質共同保有者として大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

<sup>11</sup> AGHDが、アクセスアジア株式会社と株式会社エム・クレドに対して、払込期日を2022年1月14日として、第三者割当てによる新株及び新株予約権の発行により資金調達を行った際、両社から、2週間から1ヶ月のうちにその割り当てられた新株及び新株予約権の大半を譲渡された結果として、プラスワン並びに（提案株主による当社株式取得資金全額の貸付けを行ってきた合同会社STAND UP GROUPの社員（出資者）である）中山勇介氏及び笹澤知夫氏のAGHDに対する株券等保有割合は、少なくとも2022年1月28日時点において、個別に見ても5%を超えていました。したがって、プラスワン（尾端氏）は、大量保有報告書を提出すべき義務があるにも拘らず、これを怠っていた疑いがあります。

<sup>12</sup> N. D. C Investment Pte. Ltd. による第三者割当発行の払込みが2013年12月25日に行われた際、同社は、中長期に保有する旨を確認した上で、リアルビジョンの新株14万2,000株（1株当たり発行価額2万1,000円）及び新株予約権3,330個（1個当たり発行価額270円、潜在株式33万3,000株相当、1個当たり行使価額2万1,000円）を取得していましたが、早くもその約3か月後の2014年3月13日及び17日の両日で、N. D. C Investment Pte. Ltd. は、提案株主に対して、上記新株14万2,000株全てを1株当たり2万3,100円、上記新株予約権3,330個全てについても1個当たり297円で譲渡しています。これにより、提案株主は、リアルビジョンの新株を株券等保有割合にして2.24%相当、同じく新株予約権を5.25%相当、それぞれ直接取得するに至りました（合計7.49%）。その後、同年8月22日になって、リアルビジョンは提案株主が保有していた上記3,300個の新株予約権を全て取得していますが、EDINET上、提案株主からは、取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くなく、その後、提案株主はリアルビジョンの大株主にも登場していません。したがって、提案株主は上記につき変更報告書の提出を懈怠していた疑いがあります。

②佐藤彩奈氏は、本株主提案においては、社会人としての経歴がわずか約3年間しかないということの他、その経歴が必ずしも明らかではありませんが、少なくとも現時点において、尾端氏が唯一の代表者であって上記プラスワンの100%子会社である株式会社オアノエンターテインメント（以下「オアノ」といいます。）の執行役員とのことであり、上記尾端氏の部下であってその強い影響下にあると考えられます。

③菅原勝治氏（以下「菅原氏」といいます。）も、尾端氏が唯一の代表者であって100%株主であるプラスワンの特別顧問であるとともに、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けた上記ARKの特別顧問でもあっただけでなく、前述のアサヒ衛陶の臨時株主総会において尾端氏とともにプラスワンらによって取締役候補者として提案され、最終的にアサヒ衛陶の取締役に就任する（しかも、尾端氏とともに就任から約3か月で退任）<sup>13</sup>に至っており、尾端氏と強い関係を有していることが窺えます。提案株主は、菅原氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、上述のような尾端氏との強い関係性を踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、菅原氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるとは考えられません。また、行政処分を受けたARKの特別顧問であったこと等から、マルチビジネスとの関係も懸念されるところです。

加えて、菅原氏については、本請求書面において、2006年4月にシンワアートオークション株式会社（以下「シンワアート」といいます。）の危機管理室長に就任し、2009年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めている旨が記載されていますが、同社については、2013年9月30日付けの日本経済新聞電子版等において、国税当局から、「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を指摘されて修正申告を行った旨が報じられております。当該記事によれば、同社は、「2011年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を指摘されていたと報じられておりますので、記事が事実であるとすれば、仮装隠蔽による所得隠しの期間は2009年5月期から2011年5月期までの期間（つまり、2008年6月1日から2011年5月末までの期間）ということになり、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そして顧問を務めていた期間と重なっています。本請求書面においては、菅原氏が当社の取締役として相応しい理由として、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有し」ていることが記載されておりますが、この記事が事実であるとすれば、同氏はシンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を行っていた期間に

<sup>13</sup> なお、菅原氏は、アサヒ衛陶取締役在任中、同社の取締役会には7回中2回しか出席しておらず、監査等委員会も2回中1回しか出席していないとのことです（アサヒ衛陶の第72期報告書16頁ご参照）。

危機管理室長（次いで顧問）を務めていたことになり、果たして真に「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いるのかについては疑問符がつくと言わざるを得ません<sup>14</sup>。

- ④吉澤孝明氏も、上記のプラスワン及びオアノの顧問税理士であるとともに、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けた上記ARKの顧問税理士でもあったことから、尾端氏を実質的な依頼者とするものであり、その強い影響下にあると考えられます。提案株主は、吉澤孝明氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、尾端氏との関係の密接さに鑑みれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、吉澤孝明氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるものではありません。また、行政処分を受けたARKの顧問税理士であったことから、マルチビジネスとの関係も懸念されることです。

以上のとおり、提案株主が提案する4名の候補者のうち尾端氏については、宝飾品販売事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての資質・適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。また、尾端氏以外の3名の候補者は、いずれも尾端氏の部下であるか又はその強い影響下にあることが明らかであって、法令遵守が特に求められる当社の取締役としての適格性には重大な疑念があると言わざるを得ません。そして、提案株主の代表者であって取締役候補者でもある尾端氏が長年に亘ってマルチビジネスに関与してきた経歴があり、尾端氏以外の3名の候補者（うち2名は、中部経済産業局及び石川県から取引等停止処分を受けたARKの特別顧問ないし顧問税理士）も尾端氏の部下であるか又はその強い影響下にあることに鑑みると、本株主提案の真の目的の一つは、当社の経営支配権の奪取後に、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用することにあることが強く疑われます。

<sup>14</sup> 以上に加えて、菅原氏は、上記ARKだけでなく、消費者庁からそのマルチビジネスにつき消費者安全法に基づく（是正）勧告を受けた株式会社ELICC JAPAN及び消費者庁から特定商取引法違反に基づき6か月間の業務停止命令を受けた株式会社e-winの両社において唯一の（代表）取締役であった佐伯和信氏が、同じく唯一の（代表）取締役を務めていた株式会社Zにおいても、そのHPにおいて危機管理対策室担当と表示されていたことが確認されています。

なお、当社としては、本株主提案に関する当社の意見を決定・公表する前に、当社が抱えている懸念点や疑問点を提案株主の代表者を含めた取締役候補者に対して直接ご質問し、詳細のご説明をいただく機会を設け、提案株主の代表者を含めた取締役候補者から得た情報を公開することが当社の全ての株主の皆様のご検討及びご判断に資するものと判断し、2023年1月31日に、ファクシミリにより、代理人弁護士を通じて、提案株主に対して当社役員と提案株主の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診を行いました。然るに、その後の提案株主との複数回のファクシミリでの連絡においても、提案株主は、当社代表取締役と提案株主の代表者のみの1対1の面談に固執し、また、会場についても、提案株主の希望を汲み取り当社が当初提案した当社本社での開催から譲歩して、中間案として、当社以外の会議室での開催を提示したにも拘らず、提案株主本社での開催に固執する等、合理的な理由なく当社役員と提案株主の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診に応じなかったことから、当該面談は実現に至りませんでした。このように、不合理に頑なに、自らの適格性に関する説明を拒み続けるとしか解釈できない態度に鑑みても、尾端氏を含めた4名の候補者に関する当社の取締役としての適格性に関する上記の重大な疑念は強まるばかりです。

よって、当社取締役会としては、提案株主が提案する候補者4名の当社取締役への選任議案（第8号議案）についても反対いたします。

### 3. 結 語

このように、本株主提案は、本請求書面が謳っているような当社の企業価値の向上を目指すものでは到底なく、むしろ、本株主提案が、独立社外取締役を含む当社の現任取締役6名全員の解任と、提案株主が擁立した候補者4名の当社取締役への選任を目的とするものであることからすると、本株主提案の真の目的は、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することにあると考えざるを得ません。そして、上述した諸々の事情を考え併せますと、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取することに成功した場合には、尾端氏が長年関与してきたマルチビジネスのために、当社の宝飾品販売事業を営む上場会社としての信用とブランド・イメージを利用し、さらには、当社の株主の皆様共同の利益に反するような株式の希薄化を招く大規模なエクイティ・ファイナンスの実施（当社の「ハコ会社」化）を目論んでいるのではないかと強く懸念されるところです。

したがって、万が一にも、本株主提案が承認されて当社取締役が総入替えとなり、当社取締役としての適格性や資質に強い疑義がある4名（尾端氏とその部下又はその強い影響下にある3名）のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し、株主の皆様共同の利益が害されるおそれがあると考えざるを得ません。

**このため、当社取締役会としては、提案株主が提案する本株主提案（第2号議案乃至第8号議案の全て）に反対いたします。**

以 上

## 株式会社仲庭時計店の不正事案に係る報告要旨

作成者：名川・岡村法律事務所

丸山恵一郎弁護士・佐野知子弁護士・木村康介弁護士・上原尚貴弁護士

各不正事案の概要：

## ①仲庭時計店従業員X1による横領及び棚卸不正事案（不正事案①）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社認識時期  | 2017年11月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発覚経緯    | 2017年11月棚卸実施の際に点数差異があり発覚                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事案内容    | <p>担当者であったX1は、顧客から大幅値引きを要請されたところ、会社ルールで許容された上限を超過する値引き割合であるにも拘らず、会社が無断で別の商品が無償で交付することで顧客の要求に応じることを繰り返した。X1は、当該無償交付の事実の発覚を防ぐために、棚卸の際は、修理等のために顧客から借り入れた時計に、手持ちの「商品タグ」を付けて、定期棚卸の際の発覚を回避するという隠蔽工作を行っていた。また、X1は、無断で無償交付した商品分の損失を補填するため、あるいは自ら費消するため、他の商品を質屋に持ち込んでこれを現金化するという不正行為も行っていた。</p>                                                              |
| 原因及び改善策 | <p>棚卸実施当時、現物確認はするが、固有番号（シリアルナンバー）確認までは実施しない方法を採用しており、当該実施方法が悪用された。X1は、棚卸前に顧客から修理やメンテナンス名目で、顧客の時計を借り受け、その時計に自らが不正に保管していた「商品タグ」を付すことで、あたかも在庫商品が店舗で管理されているような外観を作出し、会社に対し虚偽の報告を行っていた。</p> <p>このため、仲庭時計店は、当社と協議の上、その後の棚卸より、固有番号（シリアルナンバー）確認までを行う、棚卸頻度を上げる等の施策により商品管理方法の徹底をしたほか、本部主導の商品管理体制の構築（店舗統括担当を本部に設置）、人事体制の刷新（本部社員4名の権限の明確化、現場の決裁権限の縮小等）を行った。</p> |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対応 | <p><b>【初期的対応】</b></p> <p>本事案発覚時、仲庭時計店は直ちに親会社である当社に事案を報告し、これを受けて、当社は仲庭時計店に対し、東京から自社の社員も派遣して、被害の全容を把握するように指示するとともに、2017年12月4日に弁護士に相談してアドバイスを受け、これに従って仲庭時計店に事案の適切な処理を指示した。</p> <p>仲庭時計店は当社の指示を踏まえ、X1を速やかに自宅待機として更なる不正の発生を防止する措置を執り、複数回にわたる事情聴取や調査を行い、事案の内容、背景、被害の全容を明らかにした。なお、当社は、仲庭時計店に対し、当該調査結果を全て報告させている。</p> <p><b>【損害の回復】</b></p> <p>当社として、本事案の全容解明や当該顧客の資産背景の調査を行った結果、最終的には一括での全額回収は困難であると判断し、X1から総債務額を4,322万1,600円とする「債務承諾書」及びこれを月々5万円ずつ返済するとした「債務弁済契約書」を取得した上、退職金等をその支払に充てる旨の合意を締結。</p> <p><b>【仲庭時計店における処分】</b> X1：諭旨退職</p> <p>上長2名：各減給処分（※下記②と併せて懲戒処分を実施）</p> <p>※なお、当社取締役会として、上記報告を受け、仲庭時計店社長の國松忠男は、当社従業員であることから、当社従業員として、減給処分（※下記②と併せて懲戒処分を実施）。</p> <p>※また、仲庭時計店顧問の仲庭昭一に対しては、同人の社長在任中に不正事案①及び②が行われていたことを踏まえ、仲庭時計店は同人に対し、300万円の損害賠償請求を行うこととし、当社はこれを了解。仲庭時計店は仲庭昭一と「合意書」（債務弁済証書）を締結し、2018年11月末日に300万円全額の支払いを受けた（※下記②と併せて実施）。</p> |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会計処理 | 2018年3月期に、無償交付した商品（点数41点）の商品原価の損害賠償債権に対応する4,280万1,000円を貸倒引当金として計上。<br>監査法人からは、この会計処理について無限定適正意見を得ている。 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

②仲庭時計店従業員X2による商品先渡し隠蔽・棚卸不正事案（不正事案②）

|         |                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社認識時期  | 2017年11月                                                                                                                                                                                                                     |
| 発覚経緯    | 2017年11月棚卸実施の際に点数差異があり発覚                                                                                                                                                                                                     |
| 事案内容    | 仲庭時計店では元来、特定の顧客に対して、現品の到着時に、その都度、現金の支払いを受けて商品を引き渡す商売をしていたところ、2015年頃から商品の先渡し取引（仲庭時計店内の販売ルール違反）が行われるようになって、入金徐徐に遅れはじめていた。このような状況下においても、担当者であったX2は、商品を継続的に渡し続けていた。<br>そして、事案の発覚を防ぐために、上記①の不正行為を行っていたX1と同様の手口で、定期棚卸の際の発覚を回避していた。 |
| 原因及び改善策 | 入金の催促時にも顧客からの「必ず支払いをする」という発言を安易にX2が信用してしまい、当該顧客からは2017年5月の最終入金があつて以来、未回収となったことが発端。<br>定期棚卸はX2が保管していた値札を悪用して発覚を回避していた。<br>改善策は上記、不正事案①と同一。                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対応 | <p><b>【初期的対応】</b></p> <p>本事案発覚時、仲庭時計店は直ちに親会社である当社に事案を報告し、これを受けて、当社は仲庭時計店に対し、東京から自社の社員も派遣して、被害の全容を把握するように指示するとともに、2017年12月4日に弁護士に相談してアドバイスを受け、これに従って仲庭時計店に事案の適切な処理を指示した。</p> <p>仲庭時計店は当社の指示を踏まえ、X2を速やかに自宅待機として更なる不正の発生を防止する措置を執り、複数回にわたる事情聴取や調査を行い、事案の内容、背景、被害の全容を明らかにした。なお、当社は、仲庭時計店に対し、当該調査結果等を全て報告させている。</p> <p><b>【損害の回復】</b></p> <p>当社として、本事案の全容解明や当該顧客の資産背景の調査を行った結果、最終的には一括での全額回収は困難であると判断した。X2からは（ア）自身の退職金相当額37万4,640円全額を被害金額に充当する旨の申出が書面でなされたとともに、（イ）月々3万円を返済することで合意する旨の債務弁済契約証書及び誓約書が提出されている。</p> <p>なお、仲庭時計店では、顧客からも損害を回収すべく念書を取得し、支払の督促を継続的に行っているものの、現在のところ回収はできていない。</p> <p><b>【仲庭時計店における処分】</b></p> <p>X2：諭旨退職</p> <p>※仲庭時計店顧問への損害賠償請求、並びに、同社社長（当社従業員）國松忠男及びX2の上長2名への懲戒処分については、上記不正事案①と併せて実施したため、上記不正事案①に関する記載を参照。</p> |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会計処理 | <p>2018年第3四半期に損害額（代金未回収の商品の商品原価相当額）の約2分の1の約2,709万円を貸倒引当金として計上。</p> <p>2019年第3四半期に残額の約2,710万円を貸倒引当金として計上。</p> <p>※上記事案内容のとおり、本件は、顧客からの代金が未収であるため、回収努力を続ける中で、回収見込みに応じて貸倒引当金を計上。</p> <p>貸倒引当金の総額：5,419万円（商品点数41点の原価相当額）</p> <p>監査法人からは、この会計処理について無限定適正意見を得ている。</p> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

③仲庭時計店従業員X2による取引先保有商品の長期預かり未返却事案（不正事案③）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社認識時期 | 2018年12月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 発覚経緯   | 顧客への返却期限を徒過して発覚                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事案内容   | <p>2018年3月、X2は顧客（A氏）から高級腕時計（以下「被害品」という。）を無償メンテナンスの依頼を受けて預かったが（返却期限は同年12月とされていた。）、その後、被害品のガラス面にキズがあったことから無償メンテナンスでなく、有償のガラスの修理が必要であることが判明した。しかしながら、X2は、預り時にガラスにキズがあることを確認していなかったため、修理代の請求は出来ないと判断し、正規メーカーへ送らずに、X2知人のB氏（X2の顧客）に修理依頼のために被害品を交付した。B氏は、C氏（B氏の知人、X2は面識がない。）に被害品を渡したとのことであったが、その後、C氏とは連絡が取れなくなり、被害品の返還もないまま返却期限が経過した。</p> <p>2019年1月、仲庭時計店は、顧客（A氏）に対して被害品の購入代金1,200万円を支払った。</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原因及び改善策 | <p>修理預かり時確認の不備や修理会社選定、棚卸実施方法の不備が原因であったため、仲庭時計店は、当社と協議の上、修理品を含めた商品管理ルールを整備するとともに、伝票管理の徹底や修理加工取引先の限定、社員教育や社員退職時の誓約書への署名等を実施することで改善を図った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 対応      | <p><b>【初期的対応】</b><br/> 仲庭時計店は、2018年12月28日、当社に本事案を報告しており、2019年1月7日、仲庭時計店は、弁護士から今後の対応に関する法的助言を受けた。不正事案①及び②と同様、仲庭時計店は、逐次対応状況を当社に報告しており、当社は社員の派遣により事案の解明のための調査に尽力した。</p> <p><b>【損害の回復】</b><br/> 2019年2月9日、B氏から「被害品の所在を追うのが難しい。被害届、告訴は困るので金銭で解決したい。」との申し出があったことから、仲庭時計店は、当社から指示を受け、B氏との間で、B氏の責任を認める確認書を締結の上、B氏から被害額1,200万円全額の回収を図ることにした。当該方針に従い、仲庭時計店はB氏との間で上記確認書を締結し、これに対して、B氏は、2019年2月13日、被害額1,200万円のうち1,000万円を仲庭時計店へ支払い、後日、残金200万円も支払い、元本は完済となった。</p> <p><b>【仲庭時計店における処分】</b><br/> 事案発覚時、X2がすでに仲庭時計店を退職していたことと、被害金額の回収の見通しが立っていたこともあり、X2に対し処分はしていない。</p> |

④X2、X3、X4、X5による大量窃盗・質屋質入れ事案（不正事案④）

|        |         |
|--------|---------|
| 当社認識時期 | 2019年9月 |
|--------|---------|

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>発覚経緯</p>    | <p>棚卸日前日に、X4が、データ上、店舗間で大量に商品を移動させていることを本部が探知し、X4の配偶者であるX3を追及したところ、X3自らが商品を無断で持ち出し、窃取した旨の供述を経て、更に調査したところ不正が発覚</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>事案内容</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• X5は、X2が商品2点を領得したことに気づき返却を求めたが、X2から返還の条件として別の商品との交換を要求された。X5は、X2の当該要求を受け入れてしまい、別の商品2点（約410万1,000円相当）をX2に渡した。</li> <li>• X5はX2に渡した商品が返却されないため、先輩であるX3に相談したところ、X3は、却って、顧客から預かっている商品をX5に渡す等して、棚卸の際に商品点数の辻褄を合わせる手助けをした。</li> <li>• さらに、X2から未返却状態が続く中、逆にX2から代替商品が必要だと言われたX3は、勝手に商品を持ち出しX2に手渡し、これにより、不正に持ち出された商品点数が増加した。</li> <li>• X2は商品をB氏に手交し、B氏は当該商品を質屋に持ち込み、現金を取得した。</li> <li>• X4はX3指示のもと、PC操作で、商品在庫の移動データをごまかし、事案の発覚を妨げようとした。</li> </ul> |
| <p>原因及び改善策</p> | <p>仲庭時計店では、既述のとおり、不正事案①及び②発覚後、種々の改善策を講じたが、本件は、X2やB氏など外部の者の関与もあり、改善策をすり抜ける形で発生した。仲庭時計店は、当社と協議の上、棚卸の頻度をさらに上げるとともに、日々の商品管理を徹底させること、社員教育の強化を行うことで改善を図った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対応 | <p><b>【初期的対応】</b><br/> 仲庭時計店は、事案発覚後直ちに当社に状況を報告し、2019年9月4日、弁護士から今後の対応に関する法的助言を受けた。</p> <p><b>【損害の回復】</b><br/> X3らは、不正に持ち出した商品を複数の質屋に質入れし、現金を取得していたため、仲庭時計店は、当社の指示を踏まえ、質屋営業法22条に基づき、「盗品」であるとして、複数の質屋を相手方とする占有移転禁止の仮処分命令の申立てを行った上、商品の返還を求める動産引渡請求訴訟を提起した。しかし、「盗品」であったか否か、すなわちX3の処分権限の有無の立証の困難が伴ったことから、裁判所の訴訟指揮に従い、和解交渉を行った。<br/> その結果、当社は、質屋との和解にあたり、質入れした商品返還の条件としてX3らが得た現金見合いの金額を質屋に支払い、質入れされた商品の全ての返還を受けた。<br/> 仲庭時計店は、X3と「債務弁済契約書」を締結し、X3が、総債務1億3,387万3,940円について、(ア)2021年3月末日までに頭金200万円を支払うこと、(イ)同年4月末日から毎月30万円ずつ支払いを行うこと（なお、弁済額が、7,987万4,400円に達したときは、残債務を免除）、(ウ)人的担保としてのX3の父を連帯保証人とする旨を合意している。<br/> なお、X5が窃取した商品2点（約410万1,000円相当）については、全て仲庭時計店に返却された。</p> <p><b>【仲庭時計店における処分】</b><br/> X3：懲戒解雇<br/> X4：降格（処分後自主退職）<br/> X5：諭旨解雇<br/> 仲庭時計店社長の國松忠男、管理部門の責任者及び直属の上司合計6名：降格、減給又はけん責</p> |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 会計処理 | 被害品の買戻し費用として、2020年第3四半期に3,200万円の貸倒引当金を、2021年第3四半期に5,400万円の貸倒引当金を計上 |
|------|--------------------------------------------------------------------|

当社の対応に関する評価：

## 1. 各不正事案に対するモニタリング及び再発防止策について

不正事案①乃至④の発覚時、仲庭時計店は直ちに親会社である当社に事案を報告し、これを受けて、当社は、弁護士のアドバイスを受け、これに従って仲庭時計店に事案の適切な処理を指示した。仲庭時計店は、当社の指示を踏まえ、上記のとおり、事案の原因を突き止め、有効な再発防止策を適時に講じているが、当社は仲庭時計店に対応状況を逐一報告させており、仲庭時計店の不正発覚後の対応につき、十分なモニタリングを実施している。

## 2. 子会社経営陣の責任追及

また、不正事案①乃至④において、仲庭時計店では、取締役の責任追及を行っていないが、当時、仲庭時計店代表取締役であった國松忠男は、上記のとおり、不正事案①及び②については新体制移行に伴うグループの内部統制システムの構築過程において、仲庭時計店自ら不正行為を明らかにし対応出来たことは評価すべきであるし、不正事案④は不正事案①及び②発覚後の再発防止策を踏まえ、慎重に棚卸しを行う中で顕在化した事件であり、その対応は評価できる。不正事案③では、事実の解明と被害回復に尽力し、迅速な対応で被害の回復に努めている。加えて、再発防止策については、事実解明中であっても、当社と協議の上、適時に再発防止策を社内に発信し、実施を進めており、同種事案の防止に努めたといえる。以上のことから、國松忠男が役員としての責任を十分果たしているといえ、その調査内容、処分、再発防止策の策定を見れば、その余の役員が、國松忠男や仲庭時計店の管理本部の対応に対し、疑問を差し挟み疑うべき事情があったとまでは言い難く、國松忠男の意思決定を支持したその余の役員についても、信頼の原則に基づき、義務違反は認められない。

なお、國松忠男は、不正事案①、②及び④において減給処分を受けているが、これは仲庭時計店の代表取締役としての責任に基づくものではなく、当社社員として受けたものであり、役員との責任とは別に解すべきものである。

また、上記のとおり國松忠男の対応に落ち度はないことから、監査役の吾郷雅

文について監視・監督義務を怠っていたこともない。

### 3. 役員の責任

加えて、(i) 当社は、仲庭時計店において発生した各種不祥事の情報を適宜収集し、これに応じて仲庭時計店が取った対応についても、情報共有を受け、不正事案による損失を最小限化するための行動をしており、適時に不正事案への対処を行い、また、再発防止策の実施を促すなど十分なモニタリングを行っていることから、子会社管理義務を尽していること、(ii) 仲庭時計店は、当社監督の下、適切な再発防止策を講じるなどしており、親会社である当社としては、その都度一定の不正行為に対する再発防止策を講じており、これにより、子会社における同種事案の再発を防止する体制の整備義務を怠ったとは言い難いこと、(iii) 仲庭時計店の各不正事案の損失につき、貸倒引当金計上を行った点については、専門家の意見を踏まえた対応であり、このような対応を取らなければ、より大きな損失を被ることが明らかであった以上、少なくとも税務上損金にあたることをもって善管注意義務・忠実義務違反と評価すべきではないこと、(iv) 不正事案④で仲庭時計店は、動産返還請求訴訟を提起し、最終的には、裁判所の和解勧誘のもと和解に応じているが、双方当事者による主張・立証が尽くされた上での裁判所の和解勧誘であり、訴外交渉での状況等も踏まえ、回収リスクや敗訴リスク等を考慮した上で和解に応じるとの判断を行うことは、手続き的にも客観性が担保されており、仲庭時計店取締役の善管注意義務・忠実義務違反が肯定される余地は限りなく小さく、この判断に対する当社の監督についても、問題があるとは言い難い。不正事案①乃至④について、当社役員の義務違反は存在しない。

これらの不正事案は、子会社トップが関与して組織ぐるみで行ったというようなものではなく、親会社の敷いた内部統制の強化の過程で、子会社の問題点を顕在化させて解決した事案であって、このような事案についてまで、直ちに親会社の経営陣自身が「責任を取る」ことを求めれば、グループ内部統制システムの考え方に反する結果となってしまう。

当社においては、監視・監督型（子会社ごとの体制整備・運用を基本とし、各子会社における対応が適切に行われているか親会社が監視・監督）の体制を敷いており、いずれの不正事案についても、実務上の責任者であった國松忠男主導の下、グループ企業の不正事案を自ら発見し、限られたリソースに応じて、役割を果たしてきたと評価できる。

以 上



メ モ

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

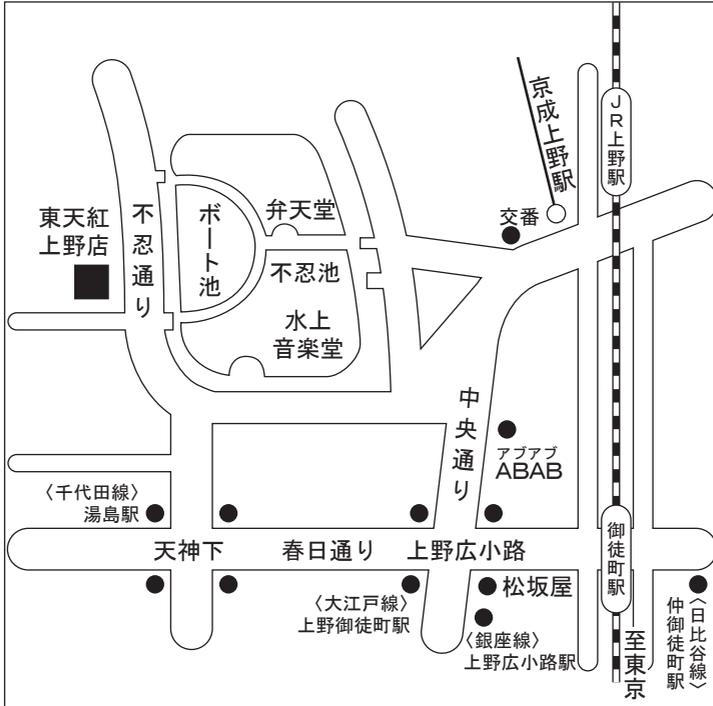
-----

-----

-----

# 株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号  
 東天紅上野店 6階 ルナホール  
 電話 03 (3828) 5111



|   |   |                    |       |
|---|---|--------------------|-------|
| J | R | 上野駅不忍口             | 徒歩13分 |
|   |   | 御徒町駅               | 徒歩13分 |
| 私 | 鉄 | 京成線・京成上野駅          | 徒歩10分 |
| 地 | 下 | 千代田線・湯島駅 (西日暮里寄出口) | 徒歩3分  |
|   |   | 銀座線・上野広小路駅         | 徒歩10分 |
|   |   | 大江戸線・上野御徒町駅        | 徒歩10分 |
|   |   | 日比谷線・上野駅又は仲御徒町駅    | 徒歩13分 |

お 願 い : 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

## ◎お土産配布の取りやめについて

株主総会にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめております。  
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト [www.nagahori.co.jp](http://www.nagahori.co.jp)